

利用可能なサービス目安表

○=利用可 ×=利用不可 -=サービス対象範囲外 ※=表下にあります注釈をご覧ください。

目安表は「町丁名」単位で作成しておりますので、防災ラジオ欄に「○」や「-」の記載がある場合でも、地形等によっては異なる場合もございます。防災ラジオの受信環境を確認したい方は、試用機を利用して受信環境を確認することができますので、各頒布窓口までお越しください。

令和5年2月1日現在

町丁名 (50音順)	防災ラジオ	ふれあいメール	防災アプリ	屋外スピーカー	戸別受信機	電話・FAX通知サービス
相生町1～3丁目	○	○	○	—	×	×
相生町4、5丁目	—	○	○	—	※1	※1
旭町	○	○	○	—	×	×
東町	○	○	○	—	×	×
泉町	○	○	○	—	×	×
稲荷町	○	○	○	○	×	×
梅田町1丁目	○	○	○	○	×	×
梅田町2、3丁目	○	○	○	—	×	×
梅田町4、5丁目	—	○	○	—	—	※3
永楽町	○	○	○	—	×	×
織姫町	○	○	○	○	×	×
川内町1丁目	—	○	○	—	—	※3
川内町2丁目	○	○	○	—	×	×
川内町3～5丁目	—	○	○	—	※1	※1
川岸町	○	○	○	—	×	×
清瀬町	○	○	○	○	×	×
黒保根町上田沢	—	○	○	○	※2	※3
黒保根町下田沢	—	○	○	○	※2	※3
黒保根町宿廻	—	○	○	○	※2	※3
黒保根町水沼	○	○	○	○	×	×
黒保根町八木原	○	○	○	○	×	×
小梅町	○	○	○	—	×	×
小曾根町	○	○	○	—	×	×
琴平町	○	○	○	—	×	×
境野町1～4丁目	○	○	○	—	×	×
境野町5～7丁目	—	○	○	—	—	※3
桜木町	○	○	○	—	×	×
新宿1～3丁目	○	○	○	—	×	×
末広町	○	○	○	—	×	×
高砂町	○	○	○	—	×	×
堤町1～3丁目	○	○	○	—	×	×
天神町1、2丁目	○	○	○	—	×	×
天神町3丁目	○	○	○	○	×	×
巴町1、2丁目	○	○	○	—	×	×
仲町1～3丁目	○	○	○	—	×	×
新里町赤城山	—	○	○	○	※2	※3
新里町板橋	○	○	○	○	×	×
新里町大久保	—	○	○	○	※2	※3
新里町奥沢	—	○	○	○	※2	※3
新里町小林	○	○	○	○	×	×
新里町関	○	○	○	○	×	×
新里町高泉	—	○	○	○	※2	※3
新里町武井	○	○	○	○	×	×
新里町鶴ヶ谷	○	○	○	○	×	×
新里町新川	○	○	○	○	×	×
新里町野	○	○	○	○	×	×
新里町山上	○	○	○	○	×	×
錦町1～3丁目	○	○	○	○	×	×
西久方町1、2丁目	○	○	○	—	×	×
浜松町1、2丁目	○	○	○	—	×	×
東1～7丁目	○	○	○	—	×	×
東久方町1～3丁目	○	○	○	—	×	×
菱町1丁目	—	○	○	—	※1	※1
菱町2～5丁目	○	○	○	—	×	×
平井町	○	○	○	—	×	×
広沢町1～4丁目	○	○	○	—	×	×
広沢町5～7丁目	—	○	○	—	—	※3
広沢町間ノ島	○	○	○	—	×	×
本町1～6丁目	○	○	○	—	×	×
美原町	○	○	○	○	×	×
宮前町1、2丁目	○	○	○	—	×	×
宮本町1～4丁目	○	○	○	—	×	×
宮本町	○	○	○	—	×	×
三吉町1、2丁目	○	○	○	—	×	×
元宿町	○	○	○	—	×	×
横山町	○	○	○	—	×	×

※1 各世帯の携帯電話利用状況等を調査の上、今後の情報伝達手段を検討

※2 防災ラジオを受信できない区域に居住している世帯のうち、次のうちいずれかの理由により市が発生する防災情報を戸別受信機でなければ得ることができない世帯

- (1) 携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末等(以下「情報機器」という。)のいずれにおいても市が発信する防災情報を受け取る事ができない区域に居住している世帯
- (2) いずれの世帯員も携帯電話を所有していない世帯
- (3) 世帯員が情報機器を所有しているものの、高齢や障害等の理由により災害時に情報機器の操作を速やかに行うことができない世帯(新里・黒保根地区対象地域には、既に通知発送済みです。)

※3 電話・FAX通知サービスの登録者は、桐生市の住民基本台帳に記録され、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 次のすべてに該当する世帯とする。
 - ① 桐生市防災行政無線を受信できない区域に居住している世帯
 - ② 桐生市防災ラジオを受信できない区域に居住している世帯
 - ③ 情報機器で市が発信する防災情報を受け取ることができない区域に居住している世帯又は世帯員のいずれも情報機器を所有していない世帯
- (2) (1)に該当しない場合であって、災害発生時において道路交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難又は不可能になるなど住民の生活維持が困難となり孤立化する可能性がある世帯